

V まとめ

1. 条坊復原と坪内区画施設

今回の調査では、条坊遺構として九条条間路および十・十五坪坪境小路を検出し、また、十坪内部を区画すると考えられる施設として道路3条、東西堀4条、および東西溝1条を検出した。これらの遺構と東堀河をはじめ本調査区周辺の条坊関連発掘調査成果をもとに、十坪を画す条坊路を推定復原し、十坪内における今回の調査区の位置を確認する。さらに、検出した坪内区画施設と考えられる遺構が十坪内に占める位置、およびこれらによって区画される十坪の宅地割を検討したい。

A. 条坊復原 (fig. 30)

九条条間路の復原 九条条間路については、今回の南調査区西隣りの水田（現在は埋められ駐車場と化す）において1982年に当研究所が行った調査で南北両側溝を検出し、道路心位置 (fig. 30 A点) と、幅員8.5mが判明している。今回の調査では北側溝は検出したものの南側溝は調査区外であり、今回調査の発掘遺構のみから道路心を求めることができない。

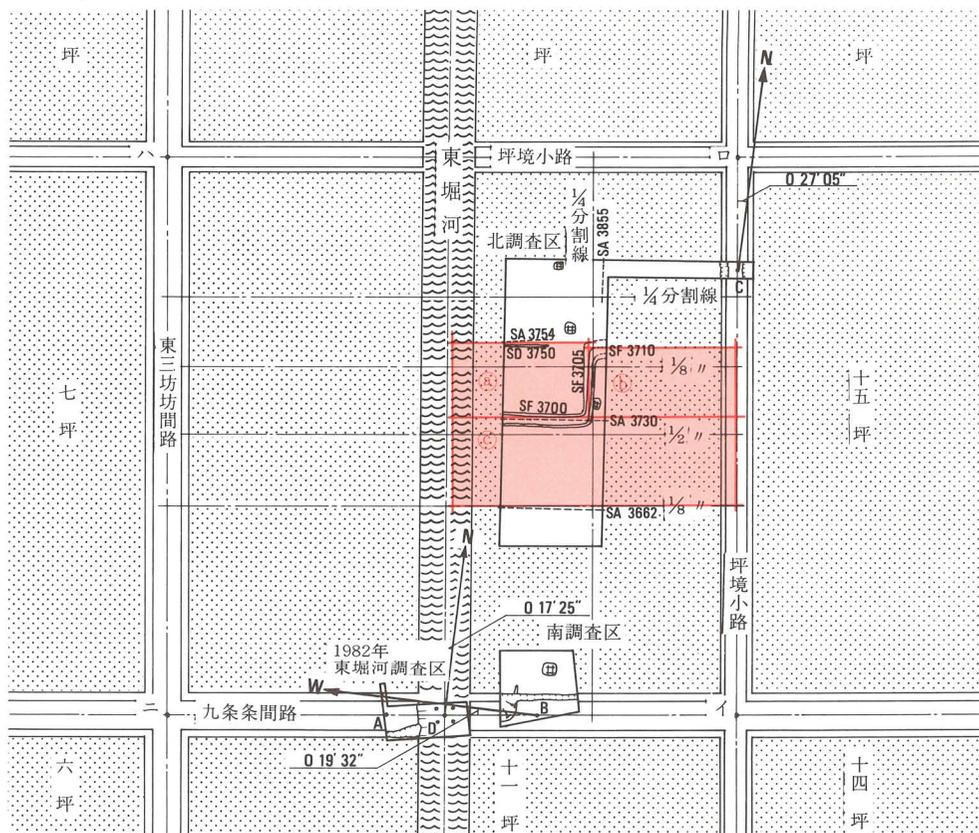


fig. 30 条坊復原概念図

そこで今回の調査地における幅員も8.5mであると仮定し、道路心を求めた(B点)。以上の2点の座標をもとに九条条間路の国土座標系に対する振れを算出すると $W0^{\circ}19'32''S$ (国土座標系に対し、西で南へ $0^{\circ}19'32''$ 振れるという意。以下同じ。)である。この振れと幅員8.5mにより、九条条間路を復原した。

十・十五坪坪境小路の復原 十・十五坪坪境小路は今回の調査で東西両側溝を検出し、道路心(C点)を確認するとともに、今回調査地における幅員が両側溝心心間距離5.54mであることが判明した。この小路の南北延長上にあると考えられる小路の位置は、これまでに4地点で確認されている。このうち今回の調査地に最も近い地点は1982年に奈良市が行った東市跡第3次調査地である。左京八条三坊十一・十四坪間^(註11)にあたり、今回調査地の北416.4mに位置する。ここでも東西両側溝を検出し、道路心($X=-148,950.00$, $Y=-17,107.68$)と幅員7.0mを確認している。この2地点から求めた小路の振れは $N0^{\circ}27'05''W$ である。幅員は5.54mと7.0mであり、2地点間で異なるが、これまでの平城京における小路の発掘調査成果を勘案すると、本来の幅員は両側溝心心間距離20尺(5.92m、1尺=0.296m)であったと考えられる。振れと20尺の幅員によって、十坪の東辺は復原できた。

十坪北辺および西辺小路の復原 十坪の南辺と東辺は復原できたが、残るは北辺と西辺である。以下のように復原した。まず、九条条間路と十・十五坪坪境小路それぞれの中心線の交点座標を求める(fig. 30イ点)。この交点を原点とし、東西方向は九条条間路の振れ($W0^{\circ}19'32''S$)、南北方向は十・十五坪坪境小路の振れ($N0^{\circ}27'05''W$)を用い、坪の1辺=450尺、1尺=0.296mと仮定し、残る3隅の交点座標を求めた。結果がtab. 2である。

(註11) ①左京二条三坊十一・十四坪坪境小路

奈良国立文化財研究所『昭和49年度 平城宮跡発掘調査部 発掘調査概報』1975

②左京四条三坊九・十六坪坪境小路

奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和57年度』1983

③左京八条三坊九・十六坪坪境小路

奈良県教育委員会『平城京八条三坊発掘調査概報』1976

④左京八条三坊十一・十四坪坪境小路

奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査』I 1983

点名	位置	X座標値	Y座標値	備考
A	九条条間路心	-149,474.55 ^m	-17,185.50 ^m	「平城京東堀河」左京九条三坊の発掘調査1983年 奈良国立文化財研究所編
B	同上 推定心	-149,474.35	-17,150.30	今回調査の北側溝心より求めた推定値
C	十・十五坪坪境小路心	-149,366.40	-17,104.40	今回調査成果
D	東堀河心	-149,474.50	-17,171.60	A点と同じ
イ	条坊路交点	-149,474.08	-17,103.55	fig.
ロ	同上	-149,340.89	-17,104.60	同上
ハ	同上	-149,341.65	-17,237.80	同上
ニ	同上	-149,474.84	-17,236.75	同上

tab. 2 十坪復原座標

東堀河の復原 東堀河は十坪中央部を南北に流れ、十坪を東西に2分しているから、十坪の宅地割を考える上で重要な意味をもつ。したがって、十坪内における東堀河を復原する必要がある。

東堀河はこれまでに4地点で遺構を確認している。北から順にⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ地点とし、概要を述べる。

Ⅰ地点は1983年に奈良市が行った調査地で、左京六条三坊十坪にあたる。東堀河の東岸を17m検出したが、西岸は調査地外であり、確認できなかった。したがって、ここでの東堀河の中心は推定にとどまった。^(註12)

Ⅱ地点は東堀河を発掘調査によって初めて確認した調査地で、左京八条三坊九坪にあたる。1975年の当研究所による調査で東西両岸を検出し、中心位置をつかむとともに、東堀河が開削当初は幅10m、深さ1.4mの素掘りの堀であったと推定した。^(註13)

Ⅲ地点は奈良市による東市跡第4次調査地(1983年)で、左京八条三坊十一坪の北辺部にあたる。八条条間路と東堀河が交叉する部分を発掘し、堀河の西岸の一部、東岸および八条条間路が東堀河を渡る木橋を検出した。この木橋の東西の中心が東堀河の中心に合致していたと考え、橋心から東堀河心を押えることができる。木橋は2回の架替えがあるが、当初の橋(8世紀後半に属す)の橋脚から橋心(X=-148,941.35、Y=-17,174.30)を求めた。^(註14) また、ここでの東堀河の本来の幅は11~12m、深さは2m前後であったと推定した。

Ⅳ地点は今回の南調査区西隣りの水田である。ここでは東堀河の西岸およびⅢ地点と同様に条間路が東堀河を渡る位置に架けられた木橋を検出した。Ⅲ地点と同じく橋心(D点)を東堀河心とし、座標値を求めた。^(註2参照) また、本来の幅は11m、深さは2m程度であったと推定した。

以上の知見を総合すると、八~九条付近における東堀河の規模は幅11~12m、深さ2m程度と考えられる。また、中心線の振れをⅢ、Ⅳ地点の座標値から求めるとN0°10'25"Wとなる。

以上の作業によって復原できた十坪四周の条坊路と東堀河を図上に展開し、これに今回の調査区および1982年の東堀河調査の調査区を重ねた図がfig. 30である。

B. 坪内区画施設 (fig. 30)

つぎに十坪内における坪内区画施設の占める位置の検討を行うが、その前に平城京内の宅地割と坪内区画施設について概観しておく。平城京の宅地割と坪内区画施設との関係については、1984年に当研究所が行った左京三条二坊三坪の発掘調査報告の中で検討が加え^(註15)

(註12) 奈良市教育委員会 『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和58年度』1984

(註13) 奈良国立文化財研究所編 『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976

(註14) 昭和59年奈良市教育委員会発行の『平城京東市跡推定地の調査』Ⅱ報告書の5ページ、fig. 7をもとに図上計測した。

(註15) 奈良国立文化財研究所 『平城京左京三坊二坊三坪発掘調査報告』Ⅳ-3、佐藤信 1984

られている。それによると、まず坪内区画施設は(1)坪内をいくつかの宅地に分割する宅地割施設と(2)一つの宅地の内部を区画する宅地内区画施設の2種類に分けられる。そして、これまでのところ(1)宅地割施設には坪内道路や溝が多く、(2)宅地内区画施設には掘立柱塀が多いという傾向が指摘されている。今回の調査で検出した坪内区画施設には坪内道路・溝・掘立柱塀の3種類の遺構があるが、fig. 30はこれらを遺構の時期変遷とは関係なく書き入れたものである。また、図中の1点鎖線は条坊路の中軸線を基準とした十坪の東西および南北のそれぞれ $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{8}$ 分割線である。

はじめに直角に折れ曲がる坪内道路3条の位置を検討する。東西道路S F 3700、3710はそれぞれ坪の $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{8}$ 分割線に近い位置にあるが、やや北に片寄る。S F 3700の道路心は $\frac{1}{2}$ 分割線の北3.8m、S F 3710の道路心は $\frac{1}{8}$ 分割線の北約4.7mに位置する。しかし、両道路の心の間距離は17.7mであり、これは坪の $\frac{1}{8}$ の長さである16.65mに近い。一方、南北道路S F 3705は東側溝がほぼ坪の $\frac{1}{4}$ 分割線に合致し、道路心とのずれを計っても0.6mとわずかである。つまり、3条の道路は十坪東辺の坪境小路および十坪中央の東堀河とともに十坪を $\frac{1}{2}$ の区画に分割する機能を果している。ただし、東西方向は坪の $\frac{1}{4}$ 分割線に合致するものの、南北方向は坪の分割線より北に3.8~4.7m片寄った位置となる。

つぎに掘立柱塀4条と溝1条の位置を検討する。東西道路S F 3700上にある東西塀S A 3730は道路と同様に $\frac{1}{2}$ 分割線の北約4mに位置する。また、北方の東西塀S A 3754および東西溝S D 3750は坪内道路S F 3710の北側溝延長上にある。したがって、いずれも坪の分割線には合致しないが、坪内道路と同様に $\frac{1}{8}$ 分割線の北にずれており、坪内道路と同一の分割計画にもとづく区画施設と考えられる。Ⅱ区南部にある東西塀S A 3662は $\frac{1}{8}$ 分割線にほぼ合致する。また、Ⅱ区北部の南北塀S A 3855は $\frac{1}{4}$ 分割線の東約2.5mにあり、十坪を東西に $\frac{1}{4}$ 分割していた可能性が高い。

これらの坪内区画施設によって分割された宅地の面積を、区画施設の中軸線をもとに求めた結果がtab. 3である。(fig. 30参照)①および②宅地の面積はそれぞれ593.3㎡、601.4㎡となる。これらの面積は坪の計画寸法(1辺=450尺、1尺=0.296m)から求めた十坪の面積 $\frac{1}{2}$ の広さである554.5㎡に近く、1坪を $\frac{1}{2}$ に分割する宅地分割が存在したことをうかがわせる。一方、③宅地は南限および北限が掘立柱塀で仕切られており、面積は1396.6㎡である。これは十坪の $\frac{1}{6}$ にあたる1108.9㎡より287.7㎡も広い。このような規則的分割とならない宅地割が実際に行われていたのかどうか、また行われていたとすれば、いかなる基準によって分割されていたのかなど、問題は残る。あるいは、坪内区画施設の中でも掘立柱塀は宅

宅地名	東西長さ	南北長さ	面積
① 宅地	32.65m	18.17m	593.25㎡
② 宅地	33.95	17.72	601.59
③ 宅地	66.60	20.97	1396.60

tab. 3 宅地面積表

地内区画施設として使われていた例が多いというこれまでの傾向を考えると、㊟宅地を限る掘立柱塀は坪内をいくつかの宅地に分割する施設ではなく、宅地内の区画施設であった可能性もある。本論ではこうした可能性のあることを指摘するにとどめ、今後の平城京内宅地の調査事例の増加をまって、さらに検討を加えたい。

2. 十坪の建物配置と時期区分

今回の調査においては、十坪東半部の、主として堀河に沿った区域の遺構を明らかにすることができた。その範囲は十坪のほぼ1割にあたる。遺構は比較的密で、とくにⅡ区の北半部では少なくとも4時期にわたって建物が重複するが、建物規模は概して小さい。以下、これらの遺構を重複による前後関係や伴出遺物及び建物間隔などを基にⅠ～Ⅴ期に区分し、この区域における建物配置の変遷を述べることにする。年代はⅣ-1の小結で述べた土器の年代から推定して、おおむねⅠ期が奈良時代前半、Ⅱ期が奈良時代中頃、Ⅲ期が奈良時代後半、Ⅳ期が奈良時代末頃、Ⅴ期が平安時代初頭頃に比定できる。

Ⅰ期(fig. 31) この時期の遺構には、建物11棟(S B 3616・3660・3661・3668・3670・3680・3722・3739・3752・3760・3857)、塀2条(S A 3754・3856)がある。すでに述べたように、九条条間路と十・十五坪坪境小路及び堀河はこの時期には形成されている。建物・塀はいずれも方位が国土座標に対して北で西に約3度振れる。

この時期には、中心となる規模の大きな建物がなく、塀も部分的に2条を検出したにすぎないため、坪内の利用状況や建物配置を確定しがたいが、建物はいくつかの群にまとまる。Ⅱ区北辺では、S B 3760とS B 3857が北廂と北側柱の柱筋を揃え、30尺の距離で東西に並ぶ。S B 3760とS B 3857の間(妻から各15尺)には南北塀S A 3856があり、両建物を区切る。Ⅱ区中央では、S B 3739とS B 3752が約8尺の距離をおいて南北に並ぶ。S B 3739が桁行4間、S B 3752が桁行3間であって、両建物は中軸を揃えていた可能性が強い。S B 3752の北7尺には東西塀S A 3754があり、北を画す。Ⅱ区南半では、S B 3668とS B 3680が6尺の距離をおいて東西に並び、S B 3660とS B 3661が東側柱筋を揃え、10尺の距離をおいて南北に並ぶ。S B 3680は総柱建物で倉庫、S B 3660も方形の建物で倉庫と推測できる。倉庫1棟と他の建物が一組となり、かなりの距離(約61尺)をへだてて存在していたことになる。

堀河を西限とする十坪東半分の東西の中軸、すなわち十坪の東西の4分割位置は、Ⅱ区の東端近くになる。Ⅱ区北辺の南北塀S A 3856は、ほぼこの4分割位置にあたるが、S B 3760・3857が同一の計画配置に基づくことから、宅地内の部分的な区画施設と推測できる。また、Ⅱ区南半のS B 3668・3680、S B 3660・3661も4分割位置にまたがって存在することから、この時期には十坪の東半部をさらに東西に2分する宅地はなかった可能性が強い。一方、十坪の南北の2・4分割位置にはS B 3668・3680、S B 3760・3857があり、8分割位置にはS B 3752があって、南北方向の宅地分割もないように思える。だが、東西塀S A

3754は、Ⅱ期に存在する $\frac{1}{6}$ 町ほどの宅地の北を限る溝S D3750に近接する。おそらく、S A3754はⅡ区の北辺と中央部の二つの建物群を区画した塀であって宅地はⅠ期に遡ってほぼ同じ位置で区分されていたのであろう。Ⅱ区中央の建物群と南半のS B3668・3680は、それぞれの建物は近接して建つが、群としては北西と東南に分離して存在する。区画を示す遺構は残っていないが、両建物群は北と南の、別個の宅地に属していたと考えるべきであろう。したがって、Ⅱ区中央の建物群には $\frac{1}{6}$ 町の宅地が、またⅡ区北辺の建物には $\frac{1}{6}$ 町もしくはそれ以上の宅地が推定できる。Ⅱ区南半の2組の建物群もかなりの距離をおいて存在するが、その中間にS B3670とその建替えと考えるS B3722がある点でやや異なる。これらが一体のものであって、広場風の空間地の周囲に建物を配した $\frac{1}{6}$ 町もしくはそれ以上の宅地であるのか、S B3660・3661が別個の建物であって、北寄りに $\frac{1}{6}$ 町ほどの宅地が区分されていたのかは明らかにしがたい。Ⅰ区のS B3616は宅地規模が明らかでない。

Ⅱ期(fig. 31) この時期の遺構には、建物10棟(S B3648・3663・3667・3669・3736・3740・3751・3763・3764・3850)、塀7条(S A3662・3721・3730・3841・3848A・3848B・3852)、溝1条(S D3750)、井戸3基(S E3615・3720・3755)がある。建物・塀は方位が国土座標にほぼ一致するが、S B3751は北で西に1度ほど振れる。

この時期は、Ⅰ期の建物・塀を全面的に撤去し、東西に細長い宅地割に従って新たに建物を建てた時期である。宅地割はⅡ区南半の東西塀S A3662、Ⅱ区中央の東西塀S A3730、Ⅱ区北半の東西溝S D3750によって行なわれている。S A3730は十坪の南北の2分割位置から12尺(4.2m)ほど北、S D3750は8分割位置から18尺(5.4m)ほど北になるが、S A3662は8分割位置にほぼ一致する。S A3730とS A3662の心々距離は71尺(21.2m)、S A3730とS D3750の心々距離は60尺(18.0m)で、坪の南北長(道路心々距離)450尺のはほぼ $\frac{1}{6}$ にあたる。坪全体から見るとほぼ $\frac{1}{6}$ 町の宅地になる。Ⅱ区の南辺と北辺の宅地も建物の大きさや配置から同じような規模と推定でき、十坪東半部においては基本的には2行8門制による細かい宅地割が行なわれていた可能性が強い。

次に、宅地内部の建物配置をみてみよう。Ⅱ区北辺では、宅地の西寄りに井戸S E3755を設け、その北と西に小規模な建物S B3763・3850を配す。S B3850とS E3755の間には目隠塀S A3848A・Bがある。S B3763の南側柱には東西塀S A3852が取り付け、東に延びる。宅地の東辺やや北寄りには、総柱の倉庫風建物S B3764があり、この南に主屋が想定できる。Ⅱ区中央では、宅地の西辺にやや規模の大きな建物S B3740・3751を雁行させておき、中央近くに総柱の倉庫風建物S B3736と井戸S E3720をおいて、両群を南北塀S A3841で一部区切る。主屋はS B3736の東に推定できよう。ちなみにS A3841とS B3736との距離は16尺、S A3841とS B3740との距離は28尺、S B3740と南限の塀S A3730との距離は約23尺である。Ⅱ区南半の北寄りの宅地では、中央近くに8尺の距離をおいてS B3667・3669を南北に並べるが、西半部が空間地になる。宅地の北限塀S A3730とS B3669との距離は5尺、南限塀S A3662とS B3667との距離は約33尺である。Ⅱ区南辺では、宅地の

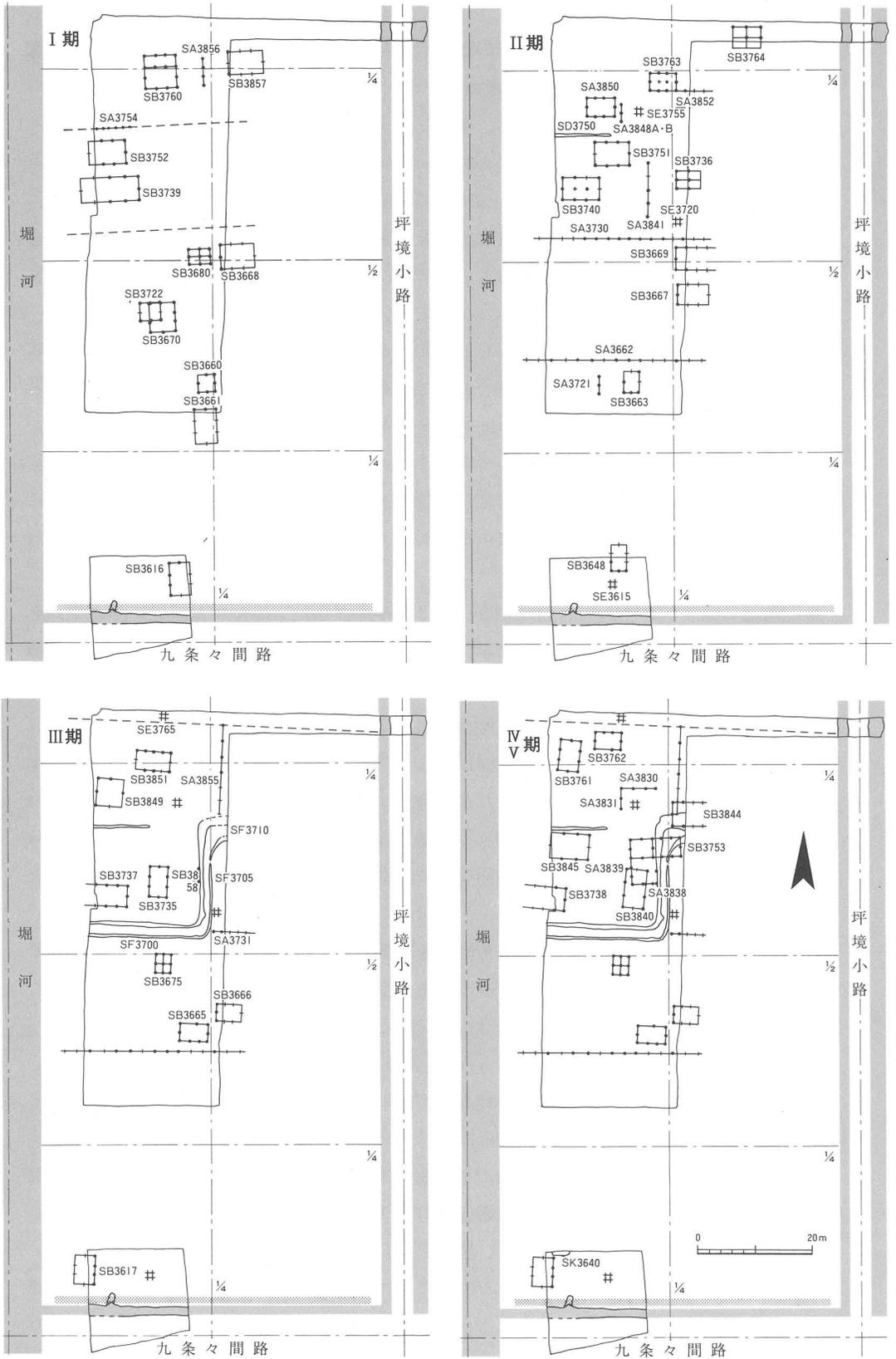


fig. 31 遺構変遷図

西寄りに小規模な建物1棟をおき、その西14尺に目隠堀を設けている。主屋は東半部に想定できよう。I区では建物1棟と井籠組の井戸S E3615があるが、宅地規模は明らかでない。

Ⅲ期 (fig. 31) この時期の遺構には、建物9棟 (S B3617・3665・3666・3675・3735・3737・3849・3851・3858)、堀2条 (S A3731・3855)、道路3条 (S F3700・3705・3710)とその側溝6条 (S D3701・3702・3703・3704・3706・3707)、井戸1基 (S E3765)があり、井戸S E3615・3720・3755、東西堀S A3662及び東西溝S D3750はこの時期にも存続する。建物・堀の多くは方位が国土座標に対して北で西に約2度振れるが、S B3849・3851は北で西に約5度振れる。

この時期は、Ⅱ期の宅地割を基本としてさらにその細分化が行なわれた時期であり、Ⅱ期の建物を全面的に撤去し新たに建物を建てている。宅地割で大きく変わるのⅡ区中央である。ここでは南限の東西堀S A3730を廃してその位置に道路S F3700を設け、これと道路S F3705・3710を鍵の手に連結して宅地を $\frac{1}{2}$ 町に分割する。西半部の北限はⅡ期の東西溝S D3750を踏襲するが、東半部は北を新設の道路S F3710、南を新設の東西堀S A3731で画す。Ⅱ区北辺の宅地もほぼ中央部に南北堀S A3855を設け $\frac{1}{2}$ 町に分割するが、Ⅱ区南半ではⅡ期の宅地割を踏襲する。

Ⅱ区北辺の東半部の宅地には遺構がないが、西半部の宅地では井戸S E3735があり、その北と西に東西棟と南北棟建物を鍵の手に配置している。新設された井戸S E3765は北側の別個の宅地に属するのであろう。Ⅱ区中央の西半部の宅地も類似した建物配置をとる。建物規模や柱間寸法から、ともに東西棟が主屋、南北棟が副屋と推測できる。なお、Ⅱ区中央の西半部の宅地では、道路S F3705に面して門S B3858を開く。S B3858の位置は宅地の南北中軸線上にほぼ一致する。井戸S E3720は道路S F3705の建設に伴って東半部の宅地に取り込まれる。Ⅱ区南半の北寄りの宅地では、中央部南辺に2棟の建物を鍵の手に配置し、北東にやや離れて倉庫風の建物を置く。Ⅱ区南辺は遺構がなく、すでに宅地でなくなっていた可能性がある。

Ⅳ期 (fig. 31) この時期は、Ⅲ期の宅地割を踏襲し、Ⅱ区北半の建物を建替えた時期である。Ⅱ区南半の建物・堀は建替えがなく、そのまま存続していた可能性がある。I区のS B3617もすぐ北に土塼S K3640が設けられていることからこの時期に存続しよう。

Ⅱ区北半で新たに建てられた建物は5棟 (S B3738・3761・3762・3840・3845)である。方位は国土座標に対してS B3762・3845が北で東に2～3度、他が北で東に約6度振れる。

Ⅱ区北辺の西半部の宅地では、Ⅲ期と同様に井戸S E3755の北西に2棟の建物を鍵の手に配置する。Ⅱ区中央の西半部の宅地でもⅢ期の建物位置をほぼ踏襲して2棟の建物を鍵の手に配置するが、ここでは別に1棟増加され計3棟となる。

Ⅴ期 (fig. 31) この時期の遺構には、建物2棟 (S B3753・3844)、堀4条 (S A3830・3831・3838・3839)があり、井戸S E3755はこの時期まで存続する。建物がかつての道路S F3705・3710上に建てられていることから、Ⅳ期の建物・堀などはすべて廃絶していた

と推測できる。建物はS E 3755の東と南に鍵の手に配置する。S B 3753の南西部はL字形の塀S A 3838・3839で囲み、S E 3755の北西部も同様の塀S A 3830・3831で囲う。この時期には他に遺構がなく、閑散とした状況といえる。

以上のほかに、建物3棟(S B 3846・3853・3854)があるが、方位がかなり振れ、伴出遺物もないことから時期が明らかでない。塀S A 3843はV期以降のもので、中世になる可能性がある。

3. 小規模宅地の建物構成一月借錢解の再検討を通じて一

今回の調査で明かとなった十坪の遺構の時期変遷については前節で述べたとおりであり、従来平城京の宅地割や宅地内部の構造について指摘されていた次の諸点を再確認した。(1)宅地の規模は次第に拡大する例が多いなかで、五条以南では宅地が細分化されてゆく傾向がある、(2)宅地内部の建物配置について、小規模宅地の場合は雁行式(註E16)(棟方向を揃えた建物2棟を柱筋を違えて横または前後に斜めに連ねる型)やL字式(註E17)(建物2棟を棟方向を直交させ近接して配する型)が多い、(3)宅地割施設として道路・溝・掘立柱塀がみられる。更に今回の調査では従来の指摘の再確認にとどまらず、いくつかの新知見を加えることができた。(註E18)(4)従来文献史料の上だけで存在が予測されていた $\frac{1}{32}$ 町の宅地を初めて確認した、(註E19)(5) $\frac{1}{16}$ 町の宅地が奈良時代前半に遡る可能性がでてきた、(6)奈良時代後半の $\frac{1}{16}$ 町の宅地に総柱の掘立柱建物を検出した。

ここでは、今回新たに確認した $\frac{1}{32}$ 町の宅地を始めとする平城京の小規模宅地が内包する問題について、まず文献史料の検討を行い、次ぎに今回の調査成果について若干の補足を加えることとする。

宅地割資料としての月借錢解の史的検討(PL. 23, 24, 25) 平城京における小規模宅地の存在を示す文献史料として常に用いられるものに正倉院文書中にある月借錢解がある。月借錢解とは、造東大寺司の写経所で写経に従事した下級官人である写経生たちが種々の動産や不動産を質物として写経所に借金を申し込んだ文書で、そのうちの宝亀3(772)年や

月借錢解の年月日	経師名	「家」の所在	「地」	「在物」	月借錢の額	備考	出典
宝亀3.2.25	丈部浜足	右京三条三坊	十六分之半 (1/32町)	板屋2間	500文	11分田3町 (葛下郡)	6-273
〃 3.11.27	〃	〃	十六分之半 (1/32町)	板屋3間	1,000	11分田3町8段 (葛下郡)	19-297
〃 3.12.28	田部国守	左京九条三坊	十六分之四一 (1/64町)	板屋2間	500		6-425
〃 3.12.28	占部忍男	〃	十六分之四一 (1/64町)	板屋2間	500		6-425
〃 3.12.29	他田舎人建足 桑内連真公	左京八条四坊	十六分之四分之 (1/64町)	板屋1間	200 500		6-426
〃 4.4.5	山部針間万呂	〃	卅二分之一 (1/32町)	板屋2間	600		6-509
〃 5.2.10	大宅首童子 男大宅首小万呂	右京八条三坊	十六分一 (1/16町)	板屋5間	1,000		6-567

tab. 4 月借錢解の小規模宅地

出典は全て『大日本古文書』により、例えば6-273とあるのは第六巻273頁であることを示す。

同4年に作成された月借錢解のなかに写経生たちが平城京内に有していた「家一区」を質物とした例がある。そのなかで宅地の規模が明記されている例を表にまとめたのがtab. 4である。

tab. 4からは、従来より指摘されている点も含めておおよそ次の諸点が確認できる。宅地割については、①写経生たち下級官人の宅地が坪の $\frac{1}{16}$ を基準として表わされる例が多い、しかし、②実際の下級官人の宅地は基準である $\frac{1}{16}$ 町の $\frac{1}{2}$ や $\frac{1}{4}$ 、即ち $\frac{1}{32}$ 町や $\frac{1}{64}$ 町である。一方、③下級官人の宅地のなかには坪の $\frac{1}{32}$ を基準として表わされる例もわずかながら1例存在する。宅地内部の構造にかかわることでは、④下級官人たちの $\frac{1}{32}$ ~ $\frac{1}{64}$ 町程度の宅地には平均2~3棟の板屋が存在した、しかし、⑤そのなかに「倉」の存在は確認できない。こうした小規模宅地の分布の傾向として、⑥平城京の南辺に近い八条や九条で、しかも東西両端に近い三坊や四坊、あるいは外京に集中している。

まず、小規模宅地の分布に関する⑥については、平城京内における居住者の位階分布から高位の官人が平城宮近辺に宅地を占めているとの指摘の裏返しとして当然のことである。

次に、宅地割に関する①~③についてみる。①は平城京における宅地規模を表示する基準として $\frac{1}{16}$ 町を想定する有力な史料的根拠とされる点である。しかし、 $\frac{1}{16}$ 町という基準が平城京遷都当初にまで遡り、宅地班給の基準の一つであったか否かは検討の余地がある。①~③から推測されるのは、宝亀年間を遡るある時期に $\frac{1}{16}$ 町宅地が出現し、宝亀年間には少くとも宅地の規模を表示する基準の一つとして $\frac{1}{16}$ 町という単位が認められるに至り、更にこの頃には宅地の細分化が一段と進行して現実には $\frac{1}{16}$ 町の $\frac{1}{2}$ や $\frac{1}{4}$ の規模($\frac{1}{32}$ 町や $\frac{1}{64}$ 町)が下級官人の宅地として標準的なものとなりつつあり、そのなかでも $\frac{1}{32}$ 町宅地が新たな宅地規模を示す基準の一つと認められるようになってきていた、ということである。

下級官人の宅地の内部構造に関わる④⑤については、既に彼らの宅地が全て板屋で構成され「倉」は存在しなかったと指摘され、これらのことが下級官人の戸の京戸あるいは京の居住者としての経済的な未自立を示唆するとの見解も出されている。このように考える前提には、当然、月借錢解に質物として記載されている建物(註22)がその宅地に存在する全ての建物であるとの理解があるが、かかる前提が成立しうるか否かの検討がまず必要である。そこで注目されるのは、tab. 4の丈部浜足に関する二通の月借錢解の存在である。二通の解は、9ヶ月余りの間をおいていずれも右京三条三坊にある宅地を質に借金を申し込んだことを記している。丈部浜足が同じ坊内に同一規模の宅地を二箇所ほぼ同時期に有していたと考えるのではなく、同一の宅地について二度入質したとすると、二通の解に記された板屋の数の齟齬のある点が留意される。二通の解それぞれに記された数の板屋が実際に $\frac{1}{32}$ 町宅地に存在していた全建物であるとする、丈部浜足は9ヶ月余りの間に自らの宅地内に新たに1棟の板屋を建て増したことになり、下級官人の京内にある宅地における実生活の一端を窺わせる貴重な文献史料となる。しかし、実際にはいずれの時点においてもこの宅地には3棟以上の板屋が存在し、丈部浜足が必要とした金額の多少に応じて2月にはその

うちの2棟を、11月には3棟を、それぞれ質物としたと解することもできる。以上の解釈を示唆するのは次の二点にある。第一に、2月の解をみると、浜足の借錢額を記した「壹貫文」が朱筆で抹消され「伍佰文」と訂正されていることから、浜足は2月の解で1貫文の錢を借りるために「地」 $\frac{1}{16}$ 町・板屋2棟の「家一区」と田分田3町を質物としたが、実際には500文しか借りられなかった。そこで浜足は11月にまた1貫文を必要とした時に入質する板屋の数及び口分田の額を増したと考えることができる。猶、板屋同様、11月の解で入質された口分田の額が2月に比べ8段益している点について、この二通の解が作成された9ヶ月余りの間に班田収授が行われ口分田が増したためにいずれの場合もたまたま浜足の戸の全口分田を入質したにすぎないのであって、いずれも板屋・口分田については全てであるとの解釈が成り立つかにみえるが、班年は宝亀3年ではなく宝亀4年であるので、この解釈は成り立ち難い。第二に、本来「家」を構成する重要な要素であるはずの建物が「地」とは別個にそれだけで入質・売買・施入され、実際に建物だけが解体され別の地へ運ばれてのち建てられている例もしばしばみられ、建物が不動産たる「地」と密接な関係を保ちながらも動産としての側面を強く有していた可能性がある。家地の売買や入質の文書で、まま建物がその「地」の「在物」として記されることがあり、これも「地」とそこにある建物との緊密な関連を示すとともに、建物が「物」（「財物」「資財」といった語で表される動産）として扱われていたことを示唆していよう。以上の二点を考慮すると、一般に、月借錢解にあらわれる建物がその宅地に存在する全ての建物であるか否かについては慎重な検討が必要だということになる。一方また、このように月借錢解にあらわれる建物がその宅地にある全建物を網羅していない可能性が出てくると、⑤の月借錢解に「倉」があらわれないことが、 $\frac{1}{16}$ ～ $\frac{1}{64}$ 町といった小規模な宅地に「倉」が存在しなかったことを示すと結論付けるのは問題であり、そこから一般の京戸や京の居住者の経済的な未自立を導き出すのも慎重であらねばなるまい。「倉」について言えば、月借錢解以外の平城京の宅地に関する史料では、「倉」だけではなく「屋」にも「資財」が収納されていたことが確認でき、「屋」と表現される建物にも収納施設としての一面をもつものがあつたことは間違いない。問題は、「倉」と「屋」の相違が建築構造の相違に由来するだけなのか、あるいは収納される動産の内容や、消費・蓄財の在り方とも関連するのか、という点にある。

遺構上の建物構成 上述の月借錢解の史料的検討から導き出された平城京の小規模宅地に関する問題点を踏まえ、今回の調査成果について若干の検討を加えておこう。

宅地割については、既述の如く(4)(5)の点を確認した。しかし、このうち(5)の奈良時代前半に遡る可能性のある $\frac{1}{16}$ 町宅地の場合、実際には、十坪の東西中軸線上を東堀河が南流していたことに制約され、東西に細長い $\frac{1}{8}$ 町宅地が東半 $\frac{1}{16}$ 町と西半 $\frac{1}{16}$ 町とに二分されたために、必然的に $\frac{1}{16}$ 町宅地が生まれたと解すべきで、極めて特殊な事例と見做すべきであろう。従来の調査で $\frac{1}{8}$ 町宅地より小規模な宅地は奈良時代前半に遡って確認されていないことも考慮すると、今回確認した $\frac{1}{16}$ 町宅地の例をもって直ちに $\frac{1}{16}$ 町宅地が奈良時代前半に一般的

に存在していたとすることはできない。

宅地の内部構造に関連した施設として既述の(6)の総柱の掘立柱建物の検出がある。以前、畿内の古代村落遺跡との比較を通じ、平城京の宅地に発掘調査によって倉庫と確認する総柱の掘立柱建物は存在しないとされていたが、文献史料の上では平城京の宅地にも「倉」の存在が確認でき、発掘調査によって検出される総柱構造を伴わない倉庫の機能をもつ建物が存在するのではないかと推定されていた。^(註31)しかし、近年の平城京の調査では、京の宅地にも倉庫と考えられる総柱の掘立柱建物の検出例が次第に増加する傾向にある。^(註32)ただし、従来の発掘調査で検出された例の多くは宅地の規模が明らかでなかったり、 $\frac{1}{8}$ 町以上の中・大規模宅地の場合に限られていた。^(註33)したがって、奈良時代後半の $\frac{1}{8}$ 町宅地に伴う総柱建物の確認は小規模宅地の例として貴重である。ただ、遺構として検出された総柱建物の倉庫が即座に文献史料にあらわれる「倉」と全く同じものと考えてよいのかは別問題で、先に述べた文献史料上の「倉」と「屋」との問題ともかかわらせて理解する必要がある。^(註34)

以上、今回の調査で得られた宅地割及び宅地の内部構造に関する成果は大きいですが、その評価には今後の解明にまつべき問題点も多い。殊に、文献史料が平城京の宅地について有している情報量とその質についてはかなり限界があり、その扱いにも慎重さが要求される。いずれにしろ、文献史料と発掘調査の成果を安易に結び付けるのは避けるべきで、今後の両方面における研究調査の成果の積み重ねに期待される点大きい。

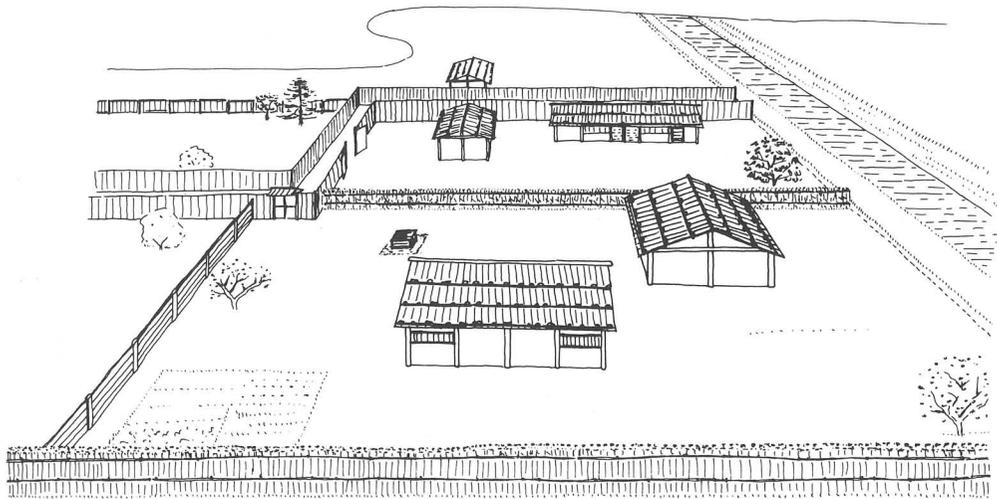


fig.32 III期の宅地復原想像図(北から)

- (註16) 奈良国立文化財研究所『平城京左京四條二坊十五坪発掘報告』1985
- (註17) 町田章「都市」(『岩波講座日本考古学』4集落と祭祀所収 1986)
- (註18) 註16報告書。
- (註19) 奈良国立文化財研究所『平城京左京三坊二坊三坪発掘調査報告』1984
- (註20) 奈良国立文化財研究所『平城京左京四條四坊九坪発掘調査報告』1983 猶、発掘調査の成果から、宮に近いほど宅地の規模は大きく、遠ざかるに従って小さくなる傾向があることも既に黒崎直「平城京における宅地の構造」(『日本古代の都城と国家』所収 1984)に指摘がある。
- (註21) 古くは、喜田貞吉「本邦都城の制」(『歴史地理』18-6 1911)、田村吉永「平城京内の宅地割について」(『大和志』5-8 1938)、松崎宗雄「平城京宅地割の一例」(『建築史』2-6 1940)、大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』1966等、近年では、北村優季「京戸について一都市としての平城京一」(『史学雑誌』93-6 1984)、栄原永遠男「都のくらし」(『古代を考える奈良』所収 1985)等。
- (註22) 註21北村論文。
- (註23) 従来、月借錢解に記された宅地1個所だけが写経生たちの京内での宅地であるとの暗黙の了解があるようであるが、実は全くその保証はないのであり、検討の余地を残している。
- (註24) 虎尾俊哉『班田収授法の研究』1961
- (註25) 因みに、以上の如くに考えてよいなら、2月の解に記された3町も11月の解に記された3町8段も、いずれも丈部浜足の戸の全受田額である(中村順昭「平城京一その市民生活」『歴史と地理』334 1983年6月、註21北村論文、註21栄原論文、等)との保証はないこととなり、下級官人の京居住者である同戸の規模をこれらの史料から直接復原推定するのは困難となる。
- (註26) 月借錢解にみられる入質の例としては、宝亀3年8月29日狛子公等解(『大日古』6-319)、宝亀3年6月15日坂合部秋人解(『大日古』19-312)、宝亀3年9月8日物部首乙麻呂・唐広成解(『大日古』19-305)、宝亀3年9月11日僧行芬解(『大日古』19-300)等。売買による移築の例としては、藤原豊成が紫香楽に有していた板屋を購入し食堂として石山寺に移築した例(『大日古』16-206等)、越前国桑原庄での板屋の購入例(『大日古』4-52等)等。施入の例としては、やはり石山寺へ施入移築された法備国師の板殿(『大日古』16-204等)があり、現在に遺る建築にも法隆寺東院伝法堂のような例もある。
- (註27) 日本の古代において、建物を不動産たる土地と同一視したか否か疑問の余地があることについては、例えば石井良助『日本法制史概説』1948に指摘だけがある。
- (註28) 月借錢解にあらわれる「在物」の語については、註21大井著書に板屋に「物を含む」意であるとの解釈が示されている。しかし、同じ月借錢解にあらわれる「在板屋二間」等は「在物」の「物」が省略された表現と理解できるし、また家地の売券等(例えば、宝亀3年8月11日大宅朝臣船人牒『大日古』6-389)に記された「在物」は明かにその土地に「在る」物との意味である。
- (註29) ただし、丈部浜足の場合を除いて、他の例では宅地とともに入質された建物がそこに存在した全建物であった可能性は十分にある。
- (註30) 例えば、奈良国立文化財研究所『唐招提寺史料』第一 1971 所収の唐招提寺文書天之卷第一号文書。
- (註31) 鬼頭清明「平城京の発掘調査の現状と保存問題」(『歴史評論』346 1979)
- (註32) 註30参照。
- (註33) 註20黒崎論文。
- (註34) 註20報告書、奈良国立文化財研究所編『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』1982等

4 年輪年代法による井戸樺の年代推定

遺跡から出土する木製品のなかで、年輪年代法による年代測定の可能な試料には柱根、曲物、折敷、井戸樺等がある。平城京左京九条三坊十坪の発掘調査によって検出したS E 3615には、遺存状態の良好な井戸樺が7段残存していた。このなかから3点を選定し、年代測定を行なうこととした。

試料と方法

試料3点の樹種はヒノキであり、このうちの1点はきわめて珍しいことであるが一部に樹皮が残存していた。年輪幅の計測は、板材の木に面をカッターナイフで測定部分を薄く削った後、年輪読取器で読みとり、コンピュータに入力した。年輪変動パターンの照合は、B.C.37年～A.D.1984年までのヒノキの標準年輪変動パターンを基準とし、3点の年輪変動パターンをそれぞれ試料年輪変動パターンとしてコンピュータと目視とで重複位置の検討を行なった。

結果と考察

3点をそれぞれA、B、Cとすると、年輪数は130、160、154年を数えた。このうち樹皮が残存していた板材は、Cである。まづ、コンピュータで標準年輪変動パターンと3点の試料年輪変動パターンとの相関を求めた結果、Aは標準年輪変動パターンのA.D.479年～608年、BはA.D.468年～627年、Cは568年～721年の間で最も高い相関を示した。つぎに、相互の年輪変動パターングラフを透視台に重ねあわせておき、両者の重複位置を検討した結果、3点ともコンピュータで検出した年代位置で合致していることを確認した。よって、3点のうちCが最も新しい年代を示し、その伐採年代はA.D.721年である。このように、樹皮が残存している試料であれば、その材の正確な伐採年代を決定できる。ただし、最終形式年輪のなかの夏材部の形成状況によっては測定年代に1年の誤差が生じる場合がある。1生長輪のなかの木材組織を細かくみると、大型で薄膜の仮道管からなる春材部と、小型で厚膜の仮道管からなる夏材部とで構成されている。春材部は春から夏にかけて、夏材部は夏から秋にかけて形成される。したがって、試料の最終形成年輪が春材部のみからなっていて、夏材部がまだ形成されていないものについては、伐採時期を夏期と特定し、試料材の伐採年代にあてることができる。また、春材部につづく夏材部がわずかでも形成されておれば、その伐採時期を夏から秋にかけてと推定できる。しかし、最終形成年輪の春材部と夏材部との1組がすでに形成されている場合は、その伐採時期がほぼ11月頃から4月頃までの暦年の2年にまたがった時期が想定され、伐採年代はこの2年間のいずれかが特定しがたい。今回の場合、Cの最終形成年輪(A.D.721年)についてみると、春材部とこれにつづく夏材部の仮道管が2ないし3列形成されているものの、明瞭な年輪界を形成するにいたっていない。したがって、この板材の伐採年代はA.D.721年と特定できる。よってS E 3615の作られた年代は、A.D.721年以後と推察される。

5 結語

本文中に詳述したように、今回の平城京左京九条三坊十坪の調査では、小規模宅地の変遷の様子が明らかとなった。ここでは調査成果全体のまとめと問題点を指摘しておきたい。

十坪東半部にあたる今調査地での宅地変遷は、奈良時代については大きく4つの時期変遷がみられた。第1に宅地割を中心にとみると、Ⅰ期は、区画施設が小規模な東西堀一条しか検出していないため、調査地全体の宅地分割を明確にするには至っていないが、少なくとも一区画については $\frac{1}{16}$ 町宅地と推測される。Ⅱ期は確実な $\frac{1}{16}$ 町宅地が2区画は確認でき、2行8門制による宅地分割が行われていた可能性が高い。Ⅲ期は、Ⅱ期の区画割を踏襲しつつも鍵の手に曲る道路によって分割されたさらに細かい $\frac{1}{32}$ 町宅地がつくられている。Ⅳ期は宅地内の建て替えにとどまり、区画はⅢ期をそのまま踏襲している。

以上のような宅地割の変遷からは、宅地が細分されて小規模化されていく傾向が端的に示されている。同時に、Ⅰ期ではそれ程顕著ではない $\frac{1}{16}$ 町宅地が、Ⅱ期では一般化していることや、 $\frac{1}{32}$ 町宅地の場合でも鍵の手道路が示すように当初からこの区画で全体が計画的に区分されていたのではなく、より大きな宅地の一部分を区分したと考えられること、などから実態が先行していく様子をうかがうことができる。おそらく平安京において定着する4行8門制の $\frac{1}{32}$ 町宅地は、すでに奈良時代において実態としては各所にみられたのであろう。

第2には、各時期の年代の問題がある。遺構の全体的な年代観は、土器の年代からみるとおおそⅠ期が奈良時代前半、Ⅱ期が奈良時代中頃、Ⅲ期が奈良時代後半、Ⅳ期が奈良時代末と考えることができる。そうすると $\frac{1}{16}$ 町宅地がこれまでの事例よりも古い奈良時代前半に遡る可能性がでてきた。また、Ⅰ期に伴う土器が前半でも古い時期のものであることをみると、平城京造営当初まで遡るのは困難であるとしても、比較的早い時期にこのあたりの宅地が形成されていたとも言える。

ちなみにⅡ期の遺構のうち、S E 3615の側板の伐採年代が、V-4で述べたように年輪年代測定法によって721年と与えられた。このことは、井戸の時期が721年以後であることを示していてそれ以上の年代を限定できるわけではないが、もし伐採後まもなく井戸に使用されたとすれば土器の編年観とは合わない。検討課題としておきたい。

第3に、宅地分割の基準のとり方の問題がある。V-1で詳述しているように、大路・小路の道路心、すなわち平城京の計画線を基準にとると、今回の場合、宅地の区画施設と考えている道路、堀、溝の遺構が分割線上に正確に位置していない例が殆んどである。一方、宅地自体の実長と宅地面積については、計画寸法から求めた数値に近似する 경우가多いが、そうでない場合もある。

こういったことは、左京八条三坊九坪などでも同様のことが指摘できる。従来は、近似値をもって何分の1町宅地と考える傾向があった。本書でも基本的には同じ視点で解釈し

ている。しかし、計画寸法との整合性の有無は、それが宅地の規模の大小に関連するのかどうか、あるいは宅地内施設と宅地区画施設の違いに関連するのかどうか、さらには宅地分割の実施にあたっての官の関与の仕方に関連したものであるのか、など重要な問題を含んでおり、今後新たに検討すべき課題の1つである。

第4は、建物規模、配置と宅地内の利用状況の問題である。

建物規模については、大半が桁行3間、梁行3間の大きさで、柱間寸法も5尺～7尺程度の小規模なものが多い。1/6町以上の宅地の場合は、未調査地の東側に主屋の存在する可能性があるが、左京八条三坊九坪でも桁行5間の建物を主屋としている宅地は1/6町以上の宅地に限られている点が注目される。1/32町宅地の場合、敷地面積からみて、検出したもの以外に大規模な建物の存在は考え難い。月借錢解にみられる写経生クラスの建物規模はこの程度とみるべきであろう。

建物の棟数についても1/32町宅地ではⅢ期の宅地が2棟、Ⅳ期の宅地が3棟である。月借錢解の解釈の問題はあるとしても敷地規模からみてこれ以上の棟数は考えにくい。しかし1/6町宅地では5～6棟が建つ可能性もあろう。

建物構成で注目されるのは、1/6町宅地に存在する総柱建物である。桁行・梁行とも2間の小規模なものであり、どの程度の倉庫と解すべきかむずかしいが、これまで事例として知られていないだけに宅地内の建物構成を知る上で重要であろう。

最後に宅地内の利用状況をみておこう。宅地の出入口は、1/32町宅地がS F 3705に門を開いているほかは不明であるが、西が堀河であるという敷地の制約から、1/6町以上の宅地は東の南北小路に門が開いていたものと推測される。

次に井戸はどうであろうか。京内の宅地は一般的に宅地毎の井戸が確認されているので、井戸のない宅地については東側の未調査地で考えざるを得ない。左京八条坊九坪でも東の入口を入ったところに井戸を設けているので、井戸の配置については地下水脈との関係で決められたものと考えられる。1/32町宅地は逆に西の堀河寄りに置かれたのであろうか。

建物配置は、Ⅱ区北半の宅地では1/6町以上の宅地の場合でも建物の集中している様子がみられるが、南半の宅地は棟数も少なく空閑地が目立つ。東側未調査地の様子が解明されていないので、各宅地毎に全体の配置をみることはできないが、左京八条三坊九坪の例では、入口に近い東側に建物が集中している。とすれば、Ⅱ区北半の宅地については、全体的に建物が配置されていたものと考えられるし、南半の宅地については西側を空閑地として、菜園等に利用していた可能性が考えられる。宅地内の敷地利用と建物配置の多様性をうかがわせる。

以上判明した遺構を中心にその成果と問題点を列挙してきたが、いずれにしても小規模宅地の例はまだそれ程多いとは言い難い。わずかな事例で、これだけ多くの問題点の指摘できることを考えれば、今後とも一層の調査例の増加が俟たれるところである。